

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
- (a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
- 特定認定長期優良住宅
- (c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
- 認定低炭素住宅
- (e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

〔 令和 年 月 日 (ハ) 新築
(ニ) 取得 〕

が、この規定に該当するものである旨を証明します。

所有者	住所	
	氏名	
家屋の所在地	南城市	
家屋番号		
床面積		
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買	(2) 競落

令 和 年 月 日

南城市長 大城憲幸

(注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。